

令和3年度 一般廃棄物処理実施計画（総括）

I 計画処理区域

区分	行政区域内	計画処理区域内		計画処理区域内で自家処理するもの				
		ごみ	し尿	ごみ	し尿			
面積 [km <sup>2</sup> ]	396.76	( ) 396.76		世帯  人	水洗 便所	公共下水道	世帯	人
						し尿浄化槽	世帯	人
世帯数 [世帯]	45,937	( ) 45,937			その他		世帯	人
人口 [人]	110,841	( ) 110,841		計		世帯	人	

注1 ( )内には、収集区域について再掲したものである。

注2 人口及び世帯数は令和2年度末の計画人口及び計画世帯数である。

## II ごみ関係

### 1 収集・運搬計画

区分	平均収集回数	収集方式	容器指定	収集形態	計画収集量(t/日)	搬入先別の内訳量(t/日)			
						ごみ処理施設	最終処分場	その他	
燃やせるごみ	2回/週	ステーション方式	指定	委託	47.93	47.93	—	—	
生ごみ	2回/週	〃	〃	〃	9.14	9.14	—	—	
資源ごみ	空カン・空ビン	2回/月	〃	〃	3.16	3.16	—	—	
	古紙類・PETボトル	3回/月	〃	〃	2.79	2.79	—	—	
	紙製容器包装	2回/月	〃	〃	0.57	0.57	—	—	
	プラスチック製容器包装	1回/週	〃	〃	6.42	6.42	—	—	
	段ボール・古着	1回/月	〃	〃	1.27	1.27	—	—	
	大形・不燃ごみ	1回/月	〃	〃	4.56	4.56	—	—	
	小型家電	1回/週	ボックス収集	無	〃	0.00	0.00	—	—
	引取ごみ	随時	戸別収集	無	委託	0.14	0.14	—	—
	直接搬入	随時	個別収集	無	個人	6.26	6.26	—	—
	許可	随時	個別収集	無	許可	0.67	0.67	—	—
計①					82.91	82.91	—	—	
事業系ごみ	燃やせるごみ	随時	各所収集	無	許可	40.20	40.20	—	—
	生ごみ	〃	〃	〃	〃	0.37	0.37	—	—
	空カン・空ビン	〃	〃	〃	〃	0.56	0.56	—	—
	大形・不燃ごみ	〃	〃	〃	〃	—	—	—	—
	直接搬入	〃	個別搬入	無	個人又は法人	7.51	7.51	—	—
計②					48.64	48.64	—	—	
合計①+②					131.55	131.55	—	—	

※令和3年度の年間収集日数を310日として計算する。

## 2 中間処理計画

### (1) 処理施設の概要及び処理の形態

区分	施設名	型式	処理能力	所在地	処理形態
焼却施設	ごみ焼却施設	全連続燃焼式焼却炉 (高温ガス化直接溶融方式)	160t/24h (80t×2炉)	矢巾町大字西徳田第12地割地内	委託
高速堆肥化処理施設	リサイクルコンポストセンター	スクープ式(横型箱型式)	20t/日	矢巾町大字西徳田第12地割地内	委託
資源化リサイクル施設	不燃物処理資源化設備	圧縮処理方式	20t/5h	矢巾町大字西徳田第12地割地内	委託
	容器包装リサイクル推進施設	圧縮・梱包処理方式	30t/5h	矢巾町大字西徳田第12地割地内	委託

### (2) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

区分	収集ごみ[t/日]				直接搬入[t/日]		計[t/日]
	直営	委託	家庭系許可	事業系許可	家庭系	事業系	
焼却施設	—	47.93	0.46	40.20	4.55	7.19	100.33
高速堆肥化処理施設	—	9.14	—	0.37	—	0.25	9.76
資源リサイクル施設等	—	14.21	0.21	0.56	0.13	0.07	15.18
その他	—	4.70	—	—	1.58	—	6.28
計	—	75.98	0.67	41.13	6.26	7.51	131.55

### (3) 残渣量及び処分方法

残渣の種類	残渣量[t/年]	残渣の処分方法	処分形態
焼却処理残渣量	2165	埋立処分	直営
	2000	埋立処分	委託
高速堆肥化処理残渣量	207	焼却処分	委託
不燃物処理残渣量	406	焼却処分	委託
容器包装リサイクル処理残渣量	252	焼却処分	委託
大形ごみ処理残渣量	1366	焼却処分	委託
	11	埋立処分	直営
計	4231	焼却処分	委託
	2176	埋立処分	直営

1 処理計画区域

区 分	内 容
計 画 処 理 区 域	盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「組合」という。） 規約第3条第2項に定める区域
計画処理区域面積	396.76 (km <sup>2</sup> )

2 処理計画

①収集・運搬計画

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターへの搬入ごみ

廃棄物の種類及び区分		収集・運搬の主体	収集・運搬区域	収集・運搬の方法等		備 考
<p>住民の日常生活に伴って排出されるごみ等（以下「家庭系ごみ」という。）</p> <p>〔家庭系ごみの種類区分は、毎年各戸に配布する「ごみ収集カレンダー」に掲げるごみの種類区分による。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃やせるごみ</li> <li>資源ごみ（新聞、雑誌、紙パック、ペットボトル、空カン・空ビン、段ボール・古着、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装）</li> <li>大形・不燃ごみ（多量ごみ、犬猫等の死体を除く。）</li> </ul>	組合委託業者	組合計画処理区域内	①収集回数	別表1「令和3年度収集運搬体制表(市町別)」による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ集積所へのごみ等の出し方は、毎年度各戸に配布するごみ収集カレンダーによる。</li> <li>ごみ集積所にごみ等を出す時間は、当該日に午前8時までの間とする。</li> </ul>
	②収集方法			地域で指定するごみ集積所（以下「ごみ集積所」という。）からの収集方法（ステーション方式）とする。収集開始時間は午前8時からとする。		
	③収集日程			別表2「令和3年度収集運搬体制表」及び別表3「令和3年度収集運搬区域一覧表」による。		
	④地域ごとの収集日			毎年度各戸に配布する「ごみ収集カレンダー」による。		
	・生ごみ	組合委託業者	別表3「令和3年度収集運搬区域一覧表」による。	①収集回数	別表1「令和3年度収集運搬体制表(市町別)」による。	
	②収集方法			地域で指定するごみ集積所からの収集方式（ステーション方式）とし、収集日の前日（収集日が月曜日の区域については土曜日。収集日の前日が祝日の場合はその前日。）に組合がごみ集積所に配置した容器による収集とする。  収集開始時間は午前8時からとする。		
	③収集日程			別表2「令和3年度収集運搬体制表」及び別表3「令和3年度収集運搬区域一覧表」による。		
	④地域ごとの収集日			毎年度各戸に配布する「ごみ収集カレンダー」による。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害危険ごみ</li> <li>使用済み乾電池</li> <li>カミソリ</li> <li>使い捨てライター</li> <li>体温計</li> </ul>	組合計画処理区域内	組合計画処理区域内	①収集方法	ごみ集積所に備え付けの乾電池回収箱に出されたものをごみ収集の際に収集する。	
	・多量ごみ等			排出者本人又は組合が排出者本人より依頼を受けて実施する組合委託業者	①収集及び運搬方法	
				②収集日	事前に組合への電話申込みにより、収集日程を協議してからの引取り収集とする。	

廃棄物の種類及び区分		収集・運搬の主体	収集・運搬区域	収集・運搬の方法等	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やせるごみ</li> <li>・生ごみ</li> <li>・空カン・空ビン</li> <li>・その他資源ごみ (段ボール、古紙、ペットボトル)</li> <li>・大形・不燃ごみ</li> </ul>	排出者の依頼を受けて実施する組合許可業者	組合計画処理区域内	排出者の依頼を受けて実施する組合許可業者が燃やせるごみ、生ごみ、空カン及び空ビン、その他資源ごみ、大形・不燃ごみ等の種類に応じて、清掃センターへ直接搬入する。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接搬入ごみ</li> <li>・たたみ、浴槽、耐火性金庫</li> <li>・ベッド、マットレス（スプリング入り）</li> <li>・エレクターン、オルガン</li> <li>・ドラム缶</li> <li>・飼い犬、飼い猫等の死体</li> <li>・不用になった家庭用ごみ焼却炉</li> <li>・引っ越しに伴い発生する多量のごみ</li> <li>・一時的な多量のごみ</li> </ul>	排出者本人	組合計画処理区域内	排出者本人により清掃センターへ直接搬入する。	組合が実施する直接搬入ごみの処分費用は「盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例」に定めるところにより有料とする。 (別表4 一般廃棄物処理手数料)
事業活動に伴って生じたごみ等 (以下「事業ごみ」という)  〔事業系ごみの種類区分は、盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例別表に掲げる種類区分による。〕	一般廃棄物 〔燃やせるごみ 生ごみ 空カン及び空ビン 大形・不燃ごみ〕	排出事業者等又はその依頼を受けて実施する組合許可業者	組合計画処理区域内	排出者等又はその依頼を受けて実施する組合許可業者が燃やせるごみ、生ごみ、空カン及び空ビン、大形・不燃ごみの種類に応じて、清掃センターへ直接搬入する。但し、大形・不燃ごみの受け入れについては、破碎施設等を有しないため手作業による解体処理を行っており、事業系不燃ごみの処理は量的に困難であることから、排出事業者等及び組合許可業者が自らにおいて処理するように協力依頼している。 また、事業系の使用済み乾電池、使用済み蛍光灯は産業廃棄物に分類されるため、受け入れしない。	排出事業者等又はその依頼を受けて実施する組合許可業者が清掃センターに搬入した場合の処分に係る費用は、「盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例」に定めるところにより有料とする。
	産業廃棄物 〔一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物〕	排出事業者等又はその依頼を受けて実施する組合許可業者のうち岩手県産業廃棄物処理業の許可を有する業者	組合計画処理区域内	排出事業者等又はその依頼を受けて実施する組合許可業者のうち岩手県産業廃棄物処理業の許可を有する業者が燃やせるごみ、生ごみ、空カン及び空ビンのごみの種類に応じて、清掃センターへ直接搬入する。	
道路等で死亡した飼い主不明の犬、猫等の動物の死体		道路・土地管理者等、組合委託業者	組合計画処理区域内	地域住民等からの連絡により、道路・土地管理者等が回収する。なお、集積所に出された場合のみ組合委託業者が他のごみ収集の際に合わせて回収を行う。	

			収集・運搬の主体	収集・運搬区域	収集・運搬の方法等	備 考		
受け入れられないもの	処理できないもの	危険発火性ごみ・	排出者本人		排出者本人による購入した販売店へ返却する。	処理費用は、自己負担となる。		
		処理困難ごみ					処理費用は、自己負担となる。	
	法律に基づき製造メーカーにより処理されているもの	資源有効利用促進法対象ごみ			パソコン（デスクトップパソコン、パソコン用ディスプレイ（液晶、ブラウン管式）、ノートパソコン、付属品（キーボード、マウス、ケーブル等の購入時に一体のもの））	排出者本人による自己処理又は購入した販売店への返却又は民間処理ルートによる処理とする。	処理費用は、自己負担となる。	
		対り対象ごみ			廃二輪車（オートバイ、スクーター等）			<ul style="list-style-type: none"> <li>国内4業者、輸入業者等により構築されている二輪車リサイクルシステムに沿った広域的処理の方法とする。</li> <li>処理費用は、自己負担となる。</li> </ul>
		家電リサイクル法対象ごみ			<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ（ブラウン管式テレビ、ブラウン管VTR内蔵テレビ、ブラウン管式AVモニター（チューナー付き）、液晶式及びプラズマ式テレビ）</li> <li>冷蔵庫・冷凍庫（冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、冷凍庫、ワインセラー）</li> <li>洗濯機（洗濯乾燥機、全自動洗濯機、2槽式洗濯機、衣類乾燥機）</li> <li>エアコン（壁掛形のセパレートタイプ、ガスヒーターエアコン、ハイブリッドエアコン+室外機。床置形のセパレートタイプ、ハイブリッドエアコン+室外機、ウインドタイプ）</li> </ul>			<p>出者本人による購入した販売店への引取依頼処理又は指定引取場所への直接持込又は家電リサイクル法の収集・運搬処理業許可を有する一般廃棄物処理持ち込み業者へ収集依頼する。</p>

小型家電リサイクル法に係る認定事業者（収集及び運搬）による管外の市町村への搬入ごみ

		収集・運搬の主体	収集・運搬区域	収集・運搬の方法・運搬先等		備 考
住民の日常生活に伴って排出されるごみ等（以下「家庭系ごみ」という。）	使用済小型廃家電 ・携帯電話・PHS・スマートフォン・電話機（ダイヤル式を除く） ・ファックス ・ポータブルラジオ ・ビデオカメラ ・デジタルカメラ ・携帯型DVD・BDプレーヤー ・フォトプリンター ・リモコン ・ゲーム用コントローラ ・据置型・携帯型家庭用ゲーム機本体 ・電気コード類（ケーブル・ACアダプタ・延長コード等） ・ポータブル音楽プレイヤー（CDプレーヤー・MDプレーヤー・フラッシュメモリ） ・ICレコーダー ・電子辞書 ・電卓 ・ミキサー	組合委託業者（組合管内 → 清掃センター） 認定事業者（清掃センター → 中間処理業者）	組合計画処理区域内	①収集回数	組合管内から清掃センターへは月1回、清掃センターから中間処理業者へは収集量がある程度集まった都度とする。	運搬業者：ニッコー・ファインメック株式会社
				②収集方法	盛岡市（都南地域）・紫波町・矢野町で任意の場所に設置したボックスへ管内住民が随時持ち込み、又は組合で開催する年1回のイベントへの管内住民が持ち込むこととする。（ボックス回収）また、当組合の収集区分である大形・不燃ごみから当該品目を清掃センター内でピックアップすること	
				③運搬方法	清掃センター内コンテナを一時保管集積場所とし、ボックス及び大形・不燃ごみから一時保管集積場所へは組合委託業者が、回収した使用済み小型廃家電を一時保管集積場所から中間処理業者へは認定事業者であるニッコー・ファインメック株式会社が運搬することとする。	
				④運搬先	ニッコー・ファインメック株式会社 一関市千厩町奥玉字天ヶ森75-6	
				⑤処分方法	中間処理業者であるニッコー・ファインメック株式会社でボックス回収、ピックアップ回収ともに手選別解体、破砕処理を行った後、有用資源ごとに分別し再資源化業者へ引き渡す。	

一般廃棄物処理業者（収集及び運搬業）による管外の市町村への搬入ごみ

		収集・運搬の主体	収集・運搬区域	収集・運搬の方法等	運 搬 先	備 考
事業活動に伴って生じたごみ等（以下「事業系ごみ」という。）	事業系一般廃棄物（木くず及び紙くず）	一般廃棄物処理業者（収集及び運搬業）	組合計画処理区域内	事業系から収集された木くず及び紙くずを収集運搬車（キャブオーバ）により自社の中間処理施設へ運搬する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>木くず破砕施設（木くず） 北上市流通センター1-43</li> <li>熱圧縮施設（紙くず） 北上市相去町大松沢1-43 北上市相去町山根梨の木43-127 株式会社北日本環境保全</li> </ul>	運搬業者：株式会社北日本環境保全
	事業系一般廃棄物（木くず）			事業系から収集された木くず（配電線支障木の伐採されたもの）を収集運搬車（キャブオーバ）により自社の中間処理施設へ運搬する。	北上市相町大松沢1番地の81 グリーンリサイクル株式会社	運搬業者：グリーンリサイクル株式会社
	事業系一般廃棄物（盛岡市中央卸売市場から排出される魚腸骨残渣）			事業系から収集された魚腸骨残渣を収集運搬車（キャブオーバ及びダンプ）により処理業者の中間処理施設へ運搬する。	宮城県石巻市魚町1-30-2 協同フィッシュミール工業株式会社	運搬業者：株式会社 丸才
	事業系一般廃棄物（盛岡市中央卸売市場から排出される野菜くず）			事業系から収集された野菜くずを収集運搬車（脱着装置付コンテナ専用車）により処理業者の中間処理施設へ運搬する。	岩手県岩手郡雫石町中黒沢川17番地7 株式会社バイオマスパワーしずくいし	運搬業者：有限会社 藤忠商事

一般廃棄物処理業者（運搬業）による管外の市町村から盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター以外の指定引き取り場所へ運搬されるごみ（家電4品目）

		収集・運搬の主体	収集・運搬区域	収集・運搬の方法等	運 搬 先	備 考
	家庭系ごみ（特定家庭用機器廃棄物） ・テレビ ・冷蔵庫及び冷凍庫 ・エアコン ・洗濯機、衣類乾燥機				矢野町流通センター南二丁目4-35 日本通運株式会社 盛岡支店	

②中間処理計画

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターによる処理

中間処理施設及び中間処理の主体等		廃棄物の種類	処理の方法等		残渣の種類及び処理方法		備考		
<p>清掃センター</p> <p>〔紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2〕</p>	<p>ごみ処理施設の中間処理施設</p>	ごみ焼却施設	組合	・燃やせるごみ ・収集せともの等 ・中間処理残渣物 ・埋立残渣物 ・犬、猫等の死体	熔融処理	家庭系及び事業系から搬入された燃やせるごみ、家庭系からの収集不燃ごみ（せともの等）、中間処理施設からの可燃物残渣（不燃物処理資源化設備並びにリサイクルコンポストセンターからの可燃物残渣、大形ごみ選別後の可燃物残渣、可燃性大形ごみ等の粗破碎ごみ）、不燃物処理資源化設備からの不燃物残渣、埋立処分場からの焼却残渣等を熔融処理する。	スラグ メタル 熔融飛灰	資源化処理 資源化処理 埋立処理	ごみ焼却施設の概要 ・160t/日（80t/24h×2炉） ・全連続燃焼式焼却炉（高温ガス化直接熔融方式）
		リサイクルコンポストセンター	組合	生ごみ	高速堆肥化処理	家庭系及び事業系から搬入された生ごみを堆肥化処理する。	堆肥化残渣	熔融処理	リサイクルコンポストセンターの概要 （処理能力、方式） ・20t/日 ・スクープ式（堆積発酵方式）
		不燃物処理資源化設備	組合	新聞、雑誌、紙バック、段ボール、古着空カン・空ビン	選別処理	家庭系及び事業系から搬入された資源のうちスチール缶、アルミニウム缶、リターナブル瓶、ガラスくず、古紙類（段ボール、新聞、雑誌等）、古着類、紙バック（アルミニウムを原材料にしたもの以外）等は選別処理して資源回収する。	可燃物残渣 不燃物残渣	熔融処理 熔融処理	不燃物処理資源化設備の概要 （処理能力、方式） ・20t/5h ・磁力選別併用二段手選別方式 ・圧縮方式
				ペットボトル	選別処理	ペットボトルを別途に選別処理し、資源回収後に圧縮・梱包する。	可燃物残渣	熔融処理	PETボトル圧縮梱包機 （処理能力、方式） ・600kg/h ・圧縮・梱包方式
		容器包装リサイクル推進施設	組合	紙製容器包装及びプラスチック製容器包装	選別処理	組合計画処理区域内、盛岡市盛岡地域（ただし、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別収集日に基づく収集に限る。）及び盛岡市玉山地域（ただし、プラスチック製容器包装の分別収集日に基づく収集に限る。）の家庭系の紙製容器包装及びプラスチック製容器包装を分別収集し、選別処理後に圧縮・梱包する。	可燃物残渣	熔融処理	容器包装リサイクル推進施設 ・30t/日（5h） ・紙12t、プラ18t
		有害危険ごみ及び使用済み乾電池	組合	使用済み乾電池及び使用済み蛍光灯、体温計	選別処理	組合による一時保管の後、資源化処理する。	使用済み乾電池、使用済み蛍光灯、体温計	資源化処理	
				カミソリ、使い捨てライター	選別処理	組合による一時保管の後、熔融処理する。	カミソリ、使い捨てライター	熔融処理	
大形・不燃ごみ処理	組合	大形・不燃ごみ	選別処理	搬入された大形・不燃ごみを選別処理し、鉄くず、アルミニウムくず等は資源として回収。小型家電についても資源として回収し、ニッケーフラインメックへ出荷。その他の可燃系ごみは解体後に可燃物残渣、不燃物残渣を熔融処理する。	可燃物残渣 不燃物残渣	熔融処理 熔融処理			

次に掲げる廃棄物は、搬入することができない。

- ・有毒性物質を含む廃棄物
- ・爆発等の危険性を有する廃棄物
- ・火気のある廃棄物
- ・著しい悪臭又は汚水を出す廃棄物
- ・前各号に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び処分業務を困難にし、又は施設を損なうおそれがある廃棄物

一般廃棄物処理業者（処分業）による処分

中間処理施設及び中間処理の主体等				廃棄物の種類	処理の方法等		残渣の種類及び処理方法		備 考
廃棄物処理施設 [ 紫波郡矢巾町大字藤沢第10地 割字大下田18 3-2 ] 有限会社芦名商会	ごみ 処理 施設 の 中 間 処 理	リサイクル施設	一般廃棄物処理 業者（処分業）	・空缶類 （アルミ缶、スチール缶）	プレス処理	一般廃棄物として搬入されたごみ（空缶類）をアルミ缶、スチール缶に分別し、プレス処理後、それぞれ有価物として売却する。	金属性残渣	資源化処理	圧縮施設の概要 （処理能力、方式） ・3.2 t／日（8 h） ・圧縮方式
				・廃プラスチック類 （ペットボトル類）	破碎洗浄処理	一般廃棄物として搬入されたごみ（ペットボトル類）を破碎処理し、洗浄乾燥後、フレコンバックに詰め、有価物として売却する。	可燃物残渣	溶融処理	破碎施設の概要 （処理能力、方式） ・2.4 t／日（8 h） ・破碎、洗浄方式
				・廃プラスチック類 （廃発砲スチロール類）	熱溶融処理	一般廃棄物として搬入されたごみ（廃発砲スチロール類）を溶融処理し、インゴット後、有価物として売却する。	可燃物残渣	溶融処理	溶融施設の概要 （処理能力、方式） ・1.2 t／日（8 h） ・溶融処理方式

一般廃棄物処理業者（処分業）による処分

中間処理施設及び中間処理の主体等				廃棄物の種類	処理の方法等		残渣の種類及び処理方法		備 考
廃棄物処理施設 [ 紫波郡紫波町遠山字中松原73 番地1 ] 株式会社遠山産業	ごみ 処理 施設 の 中 間 処 理	自己処理廃棄物 焼却炉	一般廃棄物処理 業者（処分業）	・一般廃棄物 （木くず、繊維くず、紙くず）	焼却処理	故人を偲んで遺族、親族が供養した後に一般廃棄物として搬入されたごみ（故人の遺品、寺院での物品等）を焼却処理する。	焼却残渣	埋立処理 （燃え殻）	焼却施設の概要 （処理能力、方式） ・0.95 t／日（8 h） ・焼却方式

一般廃棄物処理業者（処分業）による処分

中間処理施設及び中間処理の主体等			廃棄物の種類	処理の方法等		残渣の種類及び処理方法		備 考
廃棄物処理施設 [盛岡市大ヶ生5-96-22、96-31] 株式会社齊藤興業	ごみ処理施設 リサイクル施設	一般廃棄物処理業者（処分業）	・廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）	電熱減容固化処理	一般廃棄物として搬入されたごみ（廃発泡スチロール類）を一時保管後、破碎、電熱方式低温脱泡、冷却固化の工程を経てインゴット後、有価物として売却する。	可燃物残渣	熔融処理	減容固化施設の概要（処理能力、方式） ・0.96t/日（8h） ・電熱減容固化処理方式

③最終処分計画

最終処分場施設及び最終処分の主体等		廃棄物及び中間処理施設	処分の方法等	備 考
一般廃棄物最終処分場 〔紫波郡矢巾町大字東 徳田第14地割39 地割3〕	組合（直営）	熔融飛灰	セル&サンドイッチ方式による埋立処分	盛岡・紫波地区環境施設組合 一般廃棄物最終処分場
組合が委託する業者の施設等	組合委託業者	熔融飛灰	一般廃棄物最終処分場延命化対策に伴い秋田県小坂町に焼却灰を搬出し、埋立を業者に処理委託する。	グリーンフィル小坂株式会社 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山宇尾樽部60-1
		使用済み乾電池	一時保管をした使用済み乾電池、使用済み蛍光管から資源を回収するため業者に処理委託する。	社団法人全国都市清掃会議広域回収・処理センター 野村興産 イトムカ鉱業所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
		使用済み小型家電	一時保管した小型家電及び大形・不燃ごみからピックアップした小型家電を資源化するため業者に処理委託する。	ニッコー・ファインメック株式会社 一関市千厩町奥玉字天ヶ森75-6
		コンクリートブロック、レンガ	一時保管したコンクリートブロック、レンガを産業廃棄物処理業者に処理委託する。	管内処理業者
		ガラスくず	一時保管をしたガラスくずを資源化するため業者に処理委託する。	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ間1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル3階
		紙製容器包装及びプラスチック製容器包装	一時保管をした紙製容器包装及びプラスチック製容器包装を資源化するため業者に処理委託する。	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ間1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル3階
		ペットボトル	一時保管したペットボトルを資源化するため業者に処理委託する。	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ間1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル3階
		使用済み廃タイヤ	一時保管をした廃タイヤを資源化するため業者に処理委託する。	当該廃棄物の処理に係る指定を受けた事業者

④ごみの排出抑制・再資源化計画

ごみの減量化・再資源化を図るため、住民、事業者、構成市町及び、組合の役割分担を明確にし減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図る。

関係市町との調整を図り行う。

組合関係市町及び組合広報を活用し、住民に対してごみの減量化・再生利用、さらにごみの適切な出し方についての啓発を行う。

庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等を行う。

事務用紙、コピー用紙及びトイレットペーパー等の庁用品に再生品を使用するよう努める。

ごみ処理対策委員会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の協調による地域レベルでのワンウェイ容器、過剰包装の抑制方針を検討する。

⑤その他事項

災害等特別な事情により依頼を受けた一般廃棄物等の処理については、別途、協議するものとする。